

議案第 6 5 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 調布市長 林 明 裕

提案理由

適用区域として神代団地地区整備計画区域を加えるとともに、西調布駅周辺地区地区計画区域内において地区整備計画区域を追加し各区域に建築物の制限を定めるほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものです。

調布市条例第 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 9 年調布市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 7 の項中「平成 28 年調布市告示第 236 号」を「令和 8 年調布市告示第 274 号」に改め、同表に次のように加える。

15	令和 8 年調布市告示第 272 号に定める調布都市計画神代団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「神代団地地区整備計画区域」という。）
----	---

別表第 2 7 西調布駅周辺地区整備計画区域の表商業・業務 A 地区の項中「都市計画道路」を「調布」に改め、「（当該部分に附属する階段、エレベーター、廊下等を含む。）」を削り、同表に次のように加える。

商業・業務 C 地区	上記に同じ。	調布 3・4・31 号線に面し、住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用途に供する建築物又はこれらの用途に供する部分については、10 分の 20	――	上記に同じ。	――	――	――	――	――
------------	--------	---	----	--------	----	----	----	----	----

別表第 2 に次の 1 表を加える。

15 神代団地地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
住宅再生地区	建築してはならない建築物 1 一戸建て	10 分の 15	10 分の 5	2,000 平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位	建築物の各部分の高さ（地盤面か	――	――	――

	の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。） 2 長屋、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）			（法第86条第1項又は第2項の規定に係る公告対象区域については、これを一の敷地とみなして適用する。）	置 1 神代団地地区地区計画計画図3（以下「神代団地計画図3」という。）に表示する1号壁面は、調布3・4・9号線及び調布3・4・10号線の道路境界線から3メートル以上 2 神代団地計画図3に表示する2号壁面は、道路境界線から2メートル以上 3 神代団地計画図3に表示する3号壁面は、隣地境界線から4メートル以上	らの高さによる。） は、当該部分から本地区整備計画区域の境界線（当該境界線に沿って道路がある場合は、当該道路の反対側の境界線）の真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたものと25メートルとのいずれか低い高さ以下とする。			
住宅再生促進地区	上記に同じ。	10分の9	10分の3	上記に同じ。	——	上記に同じ。	——	——	——
公共公益地区	上記に同じ。	——	——	——	——	——	——	——	——

附 則

この条例は、公布の日から施行する。